

1) 東京都

さんご漁業現況調査

昭和57年2月現在

年		54	55	56	備考
項目	知事許可隻数	17 (隻)	19 (隻)	19 (隻)	
	稼動隻数	9 (隻)	10 (隻)	11 (隻)	
採取量	総計	1,074 (kg)	1,273 (kg)	1,789 (kg)	
	うち白さんご	—	—	—	
	桃色さんご	586	611	324	
	赤さんご	488	662	1,465	
	その他	—	—	—	
水揚金額	総計	80,310 (千円)	168,190 (千円)	192,270 (千円)	
	うち白さんご	—	—	—	
	桃色さんご	30,910	78,930	70,000	
	赤さんご	49,400	89,260	122,270	
	その他	—	—	—	

その他参考となるべき事項

- (1) 許可方針、内容及び許可の制限、条件等 別紙1及び別紙2
- (2) 許可船の所属都県別内訳

年		54年	55年	56年
都県名				
東京		9 隻	11 隻	11 隻
静岡	岡	2	2	2
高知		5	6	6
宮城		1	—	—

- (3) 許可船の規模別内訳

年		54年	55年	56年
区分				
0～20トン		8 隻	9 隻	9 隻
50～100		5	5	5
100～150		4	5	5

- (4) 主漁場概略図 別紙3

昭和 5 7 年におけるさんご漁業の許可 及び起業の許可方針

(趣 旨)

1. 東京都海面におけるさんご漁業（造礁さんごの採捕を目的とするものを除く。）の許可等に関する取扱いについては、東京都漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほかこの方針の定めるところによる。

(許可等の最高限度)

2. この漁業の許可及び起業の許可をすることができる最高限度は 2 3 隻とする。

(2) 前項の隻数の各支庁管内別わくは次のとおりとする。

八丈支庁管内	5 隻
三宅支庁管内	3 隻
大島支庁管内	4 隻
小笠原支庁管内	3 隻
そ の 他	8 隻

(使用船舶の制限)

3. この漁業に使用する船舶は、総トン数 2 0 トン以上で無線通信設備を有するものとする。

(特例船の許可)

- 4.(1) 小笠原支庁管内における総トン数 2 0 トン未満の船舶で小笠原近海漁場においてのみ操業するものに限り、3 の規定にかかわらず 5 隻以内を特例船として許可することができるものとする。この場合は用船を認めない。

- (2) 八丈支庁管内における総トン数 2 0 トン未満の船舶で八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場においてのみ操業するものに限り、3 の規定にかかわらず 6 隻以内を特例船として許可することができるものとする。この場合は用船を認めない。

(許可等の申請期間)

5. この漁業の許可または起業の認可を申請すべき期間は昭和 5 7 年 3 月 1 日から昭和 5 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(許可の期間)

6. この漁業の許可の期間は昭和 5 7 年 4 月 1 日から昭和 5 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(許可及び起業の認可申請書に添付する書類)

7. この漁業の許可及び起業の認可を受けようとする者は、規則第8条第1項及び第21条第2項に基づく申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 共同経営する場合は代表者選定届及び各共同者の権利義務関係を記載した書面
- (3) 用船する場合は用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明
- (4) 資金調達の明細書及びこれに関する特定の契約のある場合にその契約書
- (5) 資産の状態を明らかにする書類(法人にあっては定款登録記簿の謄本並びに最近の貸借対照表及び財産目録またはこれに準ずるもの。)
- (6) 乗組員名簿(出身地を記入する。)
- (7) 総トン数5トン以上20トン未満の船舶については船員保険又は労災保険の加入を証し得る書類
- (8) 漁船原簿謄本(都外船のみ)
- (9) 船舶件名書(別記様式第1号)または漁具名、規模製作完了の予定日、製作価格等を記載した漁具件名書(起業の認可申請に限る。)

(条件又は制限)

8. この漁業の許可をするにあたっては、次の条件又は制限をつけるものとする。

(1) 次の区域内では、小笠原村所属船舶以外の船舶は操業してはならない。

イ、北緯 $27^{\circ}30'$ 東経 $142^{\circ}00'$ の点

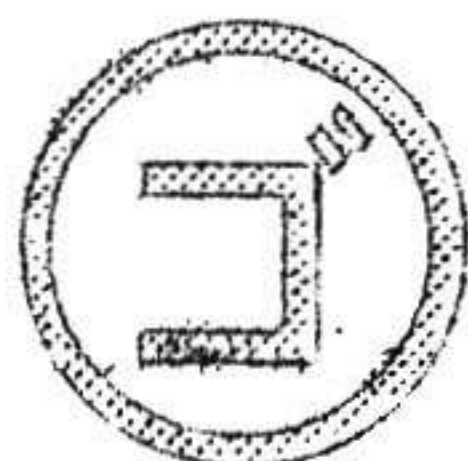
ロ、北緯 $27^{\circ}30'$ 東経 $142^{\circ}20'$ の点

ハ、北緯 $26^{\circ}20'$ 東経 $142^{\circ}20'$ の点

ニ、北緯 $26^{\circ}20'$ 東経 $142^{\circ}00'$ の点

上記イ、ロ、ハ、ニの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(2) この漁業の許可を受けた船舶は、船橋両側の見易いところに次の標識をつけなければならない。



○ 直径30センチメートルの円とする。

○ 記号の大きさは24センチメートルとする。

9. この漁業の許可を受けた者は、12月末日現在の操業に関する報告書(別記様式2号)を1月末日までに提出し、その後の操業報告書を許可期間満了後1ヶ月以内に提出しなければならない。

(許可証の交付)

10. 許可証は操業準備の完了を確認のうえ交付する。

船舶件名書（計画または現在）

1. 船 名
2. 船 質
3. 漁船登録番号
4. 船体の長さ、幅及び深さ
5. 船舶総トン数
6. 推進機関の種類及び馬力数（機関シリンダー直径、衝程数及び気筒数）
7. 造船所の所在地及び名称
8. 機関製作所の所在地及び名称
9. 起工、進水及びしゅん工の予定年月日（現在のものは進水年月日）
10. 所有者の住所及び氏名または名称
11. 建造（購入）価格
12. 資金調達方法（自己資金及び借入金に区分し、借入金、借入先別に記載
すること。）

別記様式第2号

さんご漁業報告書

住 所 漁業者 氏 名						
乗 組 員 数						
漁 船		登 録 番 号	船 名	総 ト ン 数	馬 力 数	根 拠 地
月 別	操 業 日 数	漁 獲 量	水 揚 金 額	操 業 場 所		

(適用期限)

1 1. この許可方針は昭和58年3月31日まで適用する。

許可番号 第 号

漁業許可証

住 所

氏 名(名称)

1. 漁 業 種 類 漁 業

2. 操 業 区 域

3. 操 業 期 間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

4. 船 船

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号 一

(3) 総 ト ン 数 ト ン

(4) 推進機関の種類 及び 馬 力 数 馬 力

5. 許可の有効期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで

6. 制限または条件

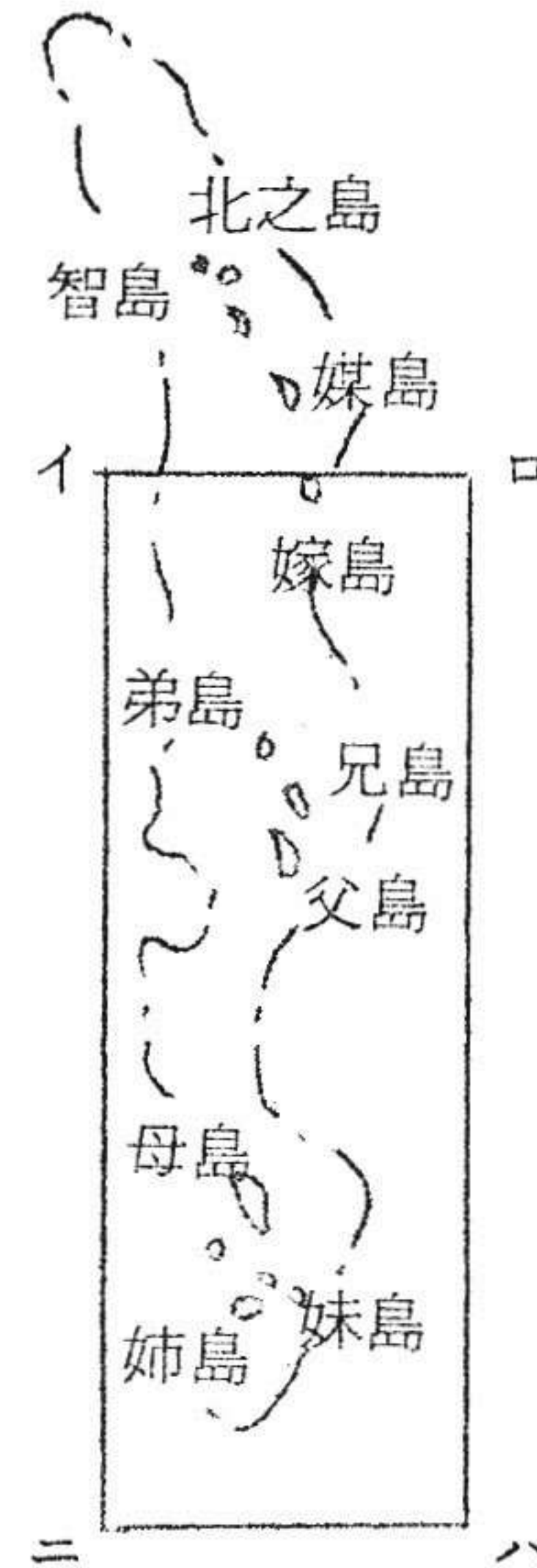
昭和 年 月 日

東 京 都 知 事

(許可証裏面)

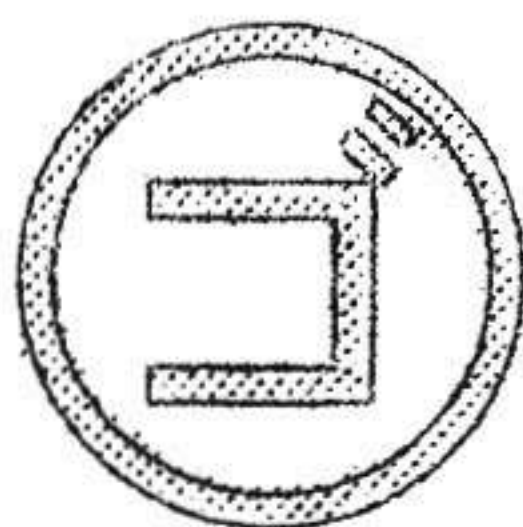
2の操業除外区域

- イ、北緯 $27^{\circ}30'$ 東経 $142^{\circ}0'$ の点
ロ、北緯 $27^{\circ}30'$ 東経 $142^{\circ}20'$ の点
ハ、北緯 $26^{\circ}20'$ 東経 $142^{\circ}20'$ の点
ニ、北緯 $26^{\circ}20'$ 東経 $142^{\circ}0'$ の点
上記イ、ロ、ハ、ニの各点に囲まれた区域



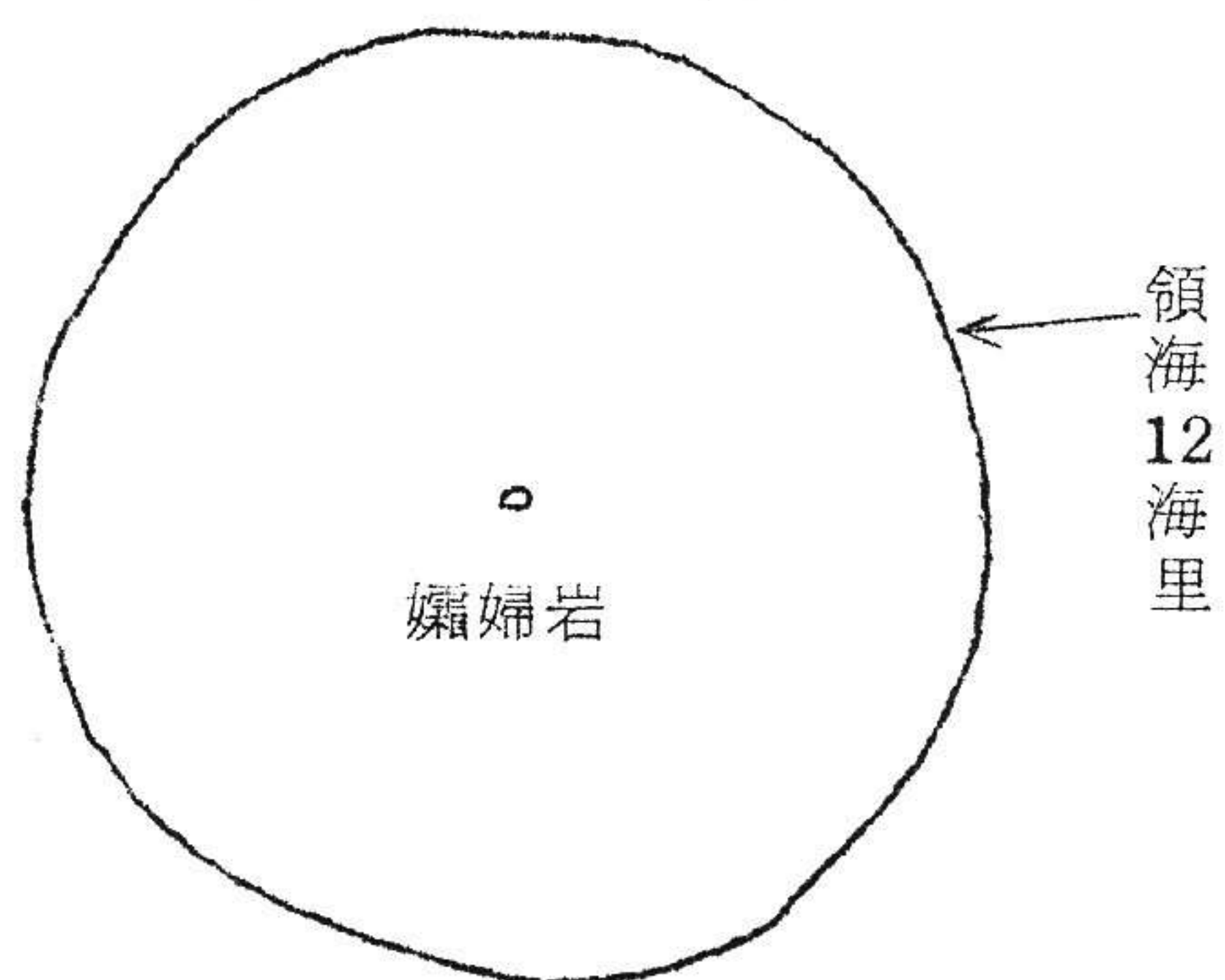
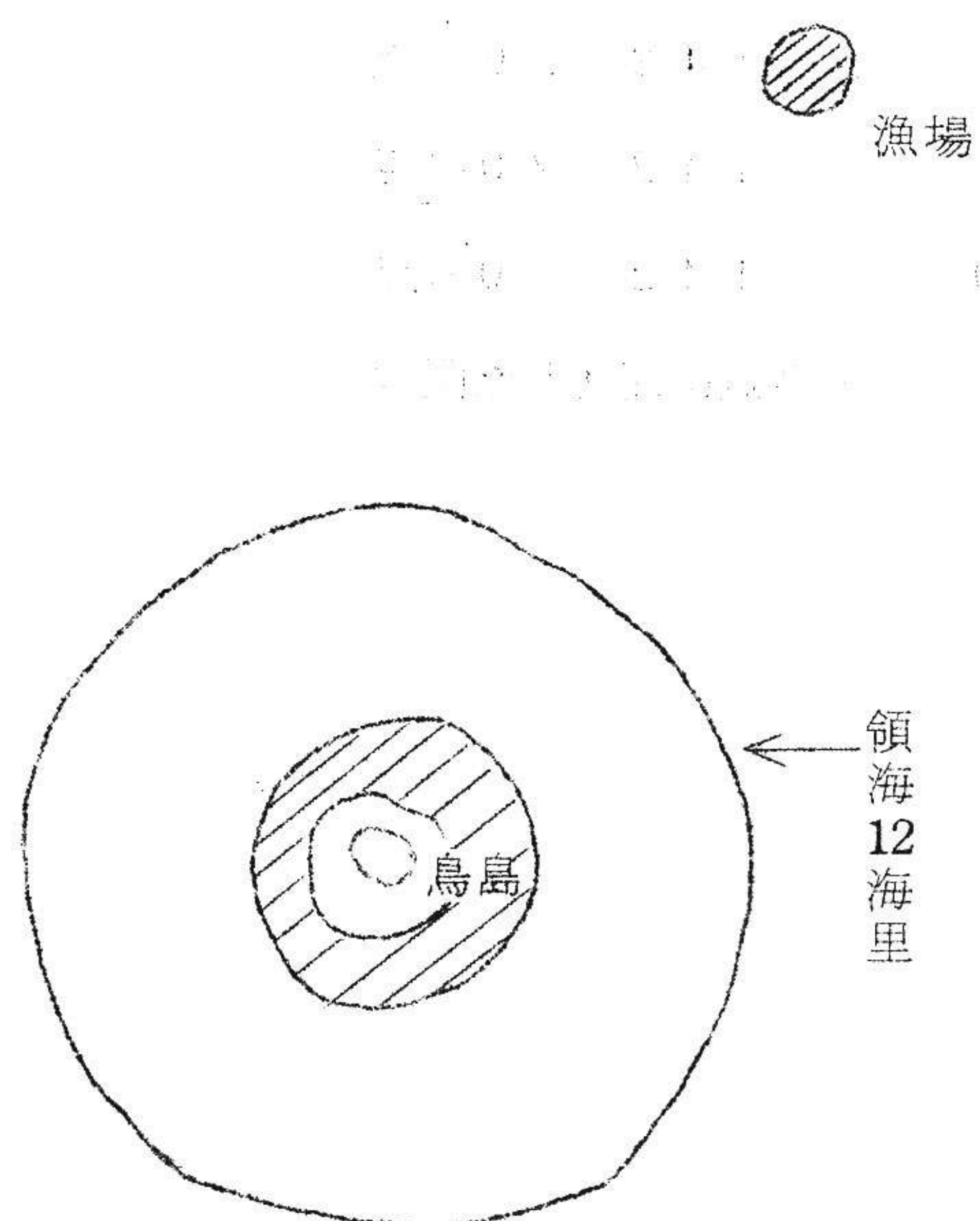
6の制限または条件

- (1) 昭和 年 月 日までに操業結果報告書および収支決算書を提出しなければならない。
- (2) この漁業の許可を受けた船舶は、船橋両側の見易いところに次の標識をつけなければならない。



- 直径30センチメートルの円とする。
- 記号の大きさは24センチメートルとする。

さんご漁業漁場図(鳥島)



さんご漁業漁場図（小笠原）

